

美里町AI等を活用したデマンド型交通実証運行業務及び地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

本町の地域公共交通においては、利用者減少や運転士不足など需要と供給の両面で人口減少の影響を受けており、今後更なる本格的な人口減少・高齢社会の到来に伴い、その影響はますます増大することが見込まれている。

人口減少、高齢化が進行する中、本町における最適で持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて、旧中央町地域、旧砥用町地域を運行区域とするAI等を活用したデマンド型交通の実証運行に取り組むこととしている。また、その検証結果も踏まえて今後の本町の公共交通の在り方を定めた美里町地域公共交通計画を策定する。

本業務は、AI等を活用したデマンド型交通の実証運行に係る、運行計画やシステム構築、周知広報、各種申請手続きや関係者との調整などプロジェクトに関する一切について発注者の伴走支援すること、そして地域公共交通計画案の策定支援を行うことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

美里町AI等を活用したデマンド型交通実証運行業務及び地域公共交通計画策定業務

(2) 業務の内容

別紙「美里町AI等を活用したデマンド型交通実証運行業務及び地域公共交通計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(1) システム構築及び準備期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

(2) 実証運行業務①

令和7年10月1日から令和8年1月31日まで

(3) 実証運行業務②

令和8年2月1日から令和8年3月31日まで

(4) 地域公共交通計画策定業務

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、必要に応じて各業務を切り分けて契約することができるものとする。

3. 提案上限額

18,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4. 選定スケジュール（予定）

令和7年5月14日（水）	募集開始
令和7年5月20日（火）	質問書の受付期限
令和7年5月23日（金）	質問に対する回答
令和7年5月28日（水）	エントリーシート提出期限
令和7年6月6日（金）	企画提案書提出期限
令和7年6月13日（金） 予定	一次審査（5者以上の申請があった場合）
令和7年6月20日（金） 予定	審査会実施（プレゼンテーション）
令和7年6月24日（火） 予定	審査結果の通知（予定）
令和7年6下旬	契約締結（予定）

5. お問い合わせ及び書類提出先

美里町役場 美しい里創生課 まちづくり政策係

住所：〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和420番地

TEL：0964-47-1111

Mail：seisaku@town.kumamoto-misato.lg.jp

6. 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げるものでないこと。
- （2）次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。
- （3）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （4）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

- (5) 美里町暴力団排除条例（平成23年美里町条例第18号）第2条第2号、第3号に該当する者でないこと。
- (6) 法人格を有していること
- (7) 熊本県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有するなど、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (8) 過去5年間に、熊本県内の自治体における地域公共交通計画の作成実績、または本案件と類似と認められる熊本県内の自治体発注の「地域公共交通における調査・分析」、「実証運行にかかる運行支援」等の履行実績があること。

6. 質問書の受付、回答

- (1) 受付期間開始から令和7年5月20日（火）正午まで
- (2) 提出方法 電子メール
(送付先アドレス：seisaku@town.kumamoto-misato.lg.jp)
- (3) 提出様式 質問書（様式第2号）
- (4) 回答方法 令和7年5月23日（金）を目途に、町ホームページに掲載する。
※ メールの件名は「美里町公共交通実証運行業務プロポーザルに関する質問」とすること。

7. 参加申込関係書類の提出について

参加を希望される方は、エントリーシート等の参加申込関係書類を2部（正本1部、副本1部）下記期限までに提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年5月28日（水）午後3時 必着
※消印有効ではないため注意すること
- (2) 提出方法
持参又は郵送
- (3) 提出書類
 - ① エントリーシート（様式1）
 - ② 団体概要及び実績書（様式3）
 - ③ 役員一覧（任意様式）
 - ④ 誓約書（様式4）
 - ⑤ 納税証明書の写し（3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の未納がないことを示すもの）

8. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類及び提出部数

次の書類を6部（正本1部、副本5部）提出すること。なお、町が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

- ① 企画提案書（様式5）
- ② 業務経歴書（様式6）
- ③ 業務実施体制調書（任意様式）

※配置予定担当者の氏名や業務連携フロー図等を記載すること。

提案業務の一部について再委託する場合は再委託先及びその業務を明確にすること。

- ④ 業務工程表（任意様式）
- ⑤ 見積書（任意様式）

※見積書の提出に際しては、各費用項目が、「実証運行の初期費用」、「実証運行のランニングコスト」、「地域公共交通計画の策定」の何れに該当するかわかるように記載をすること。

※企画提案書等の提出書類は、A4版（縦横問わず）またはA3版（横のみ）で作成すること。

（2）提出期限

令和7年6月6日（金） 午後3時必着

※ 消印有効ではないため注意すること。

（3）提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

9. 受託事業者の選定方法等

（1）一次審査

① 審査方法

5社以上の企画提案書等の提出があった場合は、事務局で一次審査を行う。次の審査基準に基づき、一次審査点の高い上位4者を一時審査通過者とする。

② 審査基準

評価項目	参考書類	評価内容	配点
業務実績	業務経歴書	過去に受注した同業務及び類似業務について、応募者の技術力は十分か	15
業務工程	業務工程表	計画的で適切な業務スケジュールが組まれているか	10

業務体制	業務体制 調書	経験豊富で専門知識を有した者の配置など、業務を円滑かつ着実に遂行できる人材が配置されているか	5
合計			20

③ 審査結果の通知

審査結果については、令和7年6月13日（金）をめぐに、メールで通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、審査及び特定結果についての問い合わせについては受け付けない。

（２）二次審査（プレゼンテーション審査会）

① 審査方法

- （ア） 次の日程により審査会を開催するため、応募者はプレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションの時間、場所等詳細については後日連絡する。また、企画提案書提出期限以降の新たな資料の提出は認めない。

実施日：令和7年6月20日（金）予定

- （イ） 出席者 3人以内
- （ウ） プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は、原則として説明25分、質疑応答10分の計35分とする。
- （エ） 説明時は、資料等の投影を可とし、72型大型ディスプレイ及びHDMIケーブル、電源を事務局で用意する。参加者は、必要に応じてパソコン及びデータ、インターネットへの接続機材等を持参すること。

② 審査基準

	参考書類	評価項目	評価内容	配点
業務実績等	業務経歴書	業務実績	過去に受注した同業務及び類似業務について、応募者の技術力は十分か	5
	業務体制調書	業務体制	経験豊富で専門知識を有した者の配置など、業務を円滑かつ着実に遂行できる人材が配置されているか	5
企画提案の内容	企画提案書	事業目的の合致	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた提案されているか	10

企画提案の内容	企画提案書・業務工程表	業務スケジュール	計画的で適切な業務スケジュールが組まれているか	5
	企画提案書	利便性	AI等の技術を活用し、利用者、運行事業者、事業主体いずれにとっても効率的かつ利便性の高いシステムが提案されているか	10
	企画提案書	拡張性	次年度以降、今回の実証運行と異なる新たな交通サービスを導入する場合でもシステムの拡張性が期待できるか。	10
	企画提案書	プロジェクトマネジメント	システムの構築のみならず、本運営業務を主体的にリードし、進捗を管理することができるか。	15
	企画提案書	安全管理体制	システムの障害、事故等の発生時の対応体制の構築を行うことができるか。また、それらを未然に防ぐ体制がとられているか。	5
	企画提案書	説明能力	プレゼンテーションにあたり、業務知識を活かし、わかりやすい説明や、質疑応答への的確な対応がなされているか。	5
実証運行の初期費用に係る見積金額	見積書	提案価格①	見積金額の内、実証運行の初期費用部分が適切か	10
実証運行のランニングコストに係る見積金額	見積書	提案価格②	見積金額の内、ランニングコスト部分が適切か	15
地域公共交通計画の策定に	見積書	提案価格③	見積金額の内、地域公共交通計画の策定に係る部分が	5

係る見積金額			適切か	
合計				100

(3) 選定方法等

- ① 審査は美しい里創生課内に設置する審査委員会において、上記の審査基準に基づき審査を行い、委託候補者と次点者を決定する。
- ② 参加事業者が1者のみの場合は、審査委員の合計得点が審査委員の人数×60点以上である場合に選定するものとする。

(4) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション実施日から7日以内をめどに書面で通知するとともに、契約締結後、委託業者の名称を公表するものとする。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(5) 契約方法

委託候補者と町は、企画提案の内容を基に業務の遂行に必要な具体的協議、調整を行い、協議等が整った時には契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて町と協議等を行うこととする。

(6) 契約保証金

契約に際しては、美里町財務規則第98条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、町から納入通知書を発行するため、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。ただし、美里町財務規則第98条第1項に該当する場合、契約保証金を免除する。

10. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

11. その他

- (1) 本公募型プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、旅費、

役務費、会議費、需用費、賃借料等）及び一般管理費とする。なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

- (4) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、町は、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、審査結果の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- (5) 参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、辞退届を提出すること。
- (6) 提出された書類は、美里町情報公開条例（平成１９年美里町条例第２号）に基づき公表することがある。
- (7) 町は委託候補者の決定後、契約締結までの間に、委託候補者が「５ 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 企画提案の内容は委託候補者を選定するためのものであり、実際の業務は、町と協議の上実施する。